

事故災害対策編

第1部 海上災害対策計画

第1章 海難対策計画

自助 共助 公助

船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、船舶等の故障等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関等が実施する各種の予防、応急対策に関する計画は、次のとおりとする。

第1節 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難発生の未然防止又は被害軽減に必要な予防対策を実施する。

1 船舶所有者・管理者・占有者、漁業協同組合の実施事項

- (1) 気象情報を把握し、海難の未然防止に必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動マニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (3) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等を徹底し、体制の改善等必要な措置を講ずる。
- (4) 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備し、自衛消防隊の組織化に努める。

2 網走海上保安署、オホーツク総合振興局、網走警察署、網走市、網走地区消防組合、日本水難救済会網走救難所の実施事項

- (1) 迅速・的確な災害情報の収集・連絡体制を整備する。
- (2) 海難発生時の緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動マニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 海難発生時の応急活動等に関し、平常時から関係機関相互の連携体制を強化する。
- (5) 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資機材等の整備を促進する。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等を徹底する。
- (7) 船舶所有者及び船長に対し、次により、気象情報の把握に努め、荒天時には早期避難・避泊するよう指導する。

また、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織を確立するよう指導する。

- ア 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況を把握する。
- イ 漁業無線局の気象情報を必ず聴取するとともに、海上保安署から荒天に対処する警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

- (8) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、北海道海難防止・水難救済センター等とともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導する。

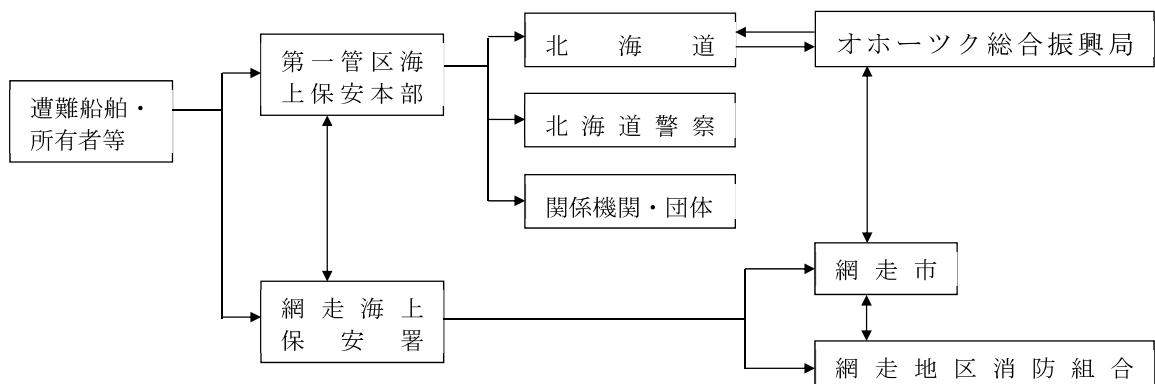
- ア 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
 - イ 気象状況の常時把握と適切な準備体制の確立
 - ウ 船舶乗務員の養成と資質の向上
 - エ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
 - オ 海難防止に対する意識の向上
- (9) 網走海上保安署は、次の事項に留意し、隨時実地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し適切な指導を行う。
- ア 海技従事有資格者の乗船確認
 - イ 無線従事有資格者の乗船確認
 - ウ 救命器具及び消火器具等の設備の確認

第2節 災害応急対策

自助	<input type="checkbox"/>	共助	<input checked="" type="checkbox"/>	公助	<input checked="" type="checkbox"/>
----	--------------------------	----	-------------------------------------	----	-------------------------------------

1 情報通信

海難が発生時、その情報の収集及び通信等は次により実施する。



2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民に対して行う災害広報は、基本編 第6部 第3章「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への情報提供

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等には、次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 海難の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 報道機関への情報提供

関係機関は、報道機関に対し次の事項について情報を提供する。

- ア 海難の状況
- イ 旅客及び乗組員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(3) 旅客及び地域住民への広報

- ア 海難の状況
- イ その他必要な事項

3 応急活動体制

関係機関は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、相互に連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に協力の上、漁業協同組合、日本水難救済会網走救難所の協力を得て、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行う。

5 救助救出活動

海難発生時の救助救出活動は、次により実施する。

(1) 網走海上保安署

- ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びにその他救済を必要とする場合に、救助を行う。
- イ 海上保安庁以外の者が、海上で人命、積荷及び船舶の救助を行う場合、それらの者を監督する。
- ウ 関係機関の救助活動を調整する。

(2) 網走警察署

警察官は救護の業務について網走市を補助し、市長が現場にいない場合は、代わってその職務を行う。

(3) 網走市

- ア 遭難船舶を発見したときは、網走海上保安署及び網走警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。
- イ 救助のため必要があるときは、住民を招集し、船舶、自動車その他の物件の提供を求め、又は他人の所有地を使用し、救護を指揮する。

(4) 市内各漁業協同組合

常時、所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には適切な指示を与えるとともに関係機関に対する連絡に当たる。

(5) 日本水難救済会網走救難所

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力する。

6 消防活動

領海内における船舶の火災については、昭和58年7月1日締結した「網走海上保安署と網走地区消防組合との船舶消火に関する業務協定」に基づき対処する。

7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、基本編 第6部 第10章「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

関係機関は、基本編 第6部 第26章「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、基本編 第6部 第13章「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

海難発時における自衛隊派遣要請については、基本編 第6部 第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 海上保安庁長官等法令で定める者は、海難の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

イ 海上保安庁長官等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整しておくものとする。

11 広域応援

市及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、基本編 第6部 第7章「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他市町村、北海道及び国へ応援を要請するものとする。

[事故災害対策編資料1]

網走海上保安署と網走地区消防組合との船舶消火に関する業務協定

第2章 流出油等対策計画

船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故等により、船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、被害の軽減を図るため、防災関係機関等が実施する各種の予防、応急対策に関する計画は、次のとおりとする。



第1節 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故等による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

1 関係行政機関の共通実施事項（網走開発建設部、網走海上保安署、オホーツク総合振興局、網走警察署、網走市、網走地区消防組合）

- (1) 迅速・的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時の緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信手段を整備・充実する。
- (3) 職員の非常招集体制、応急活動マニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、平常時から関係機関相互の連携体制を強化する。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材を整備し、関係機関とその整備状況等の情報を共有する。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図る。

2 各行政機関の個別の実施事項

- (1) 網走開発建設部
港湾等の直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項に配慮する。
- (2) 網走海上保安署
 - ア 防災活動を適切・効果的に実施するため、次に掲げる資料の収集及び調査研究を行う。
 - (ア) 油等大量流出事故による災害発生状況等に関する資料
 - (イ) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料
 - (ウ) 港湾状況（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜り等の状況）
 - (エ) 防災施設・器材等の種類・配置の状況等救助に必要な機材能力の調査
 - イ 油等大量流出事故に関し関係機関・報道機関等と緊密な連絡をとり、次により関係者の指導啓発に努める。
 - (ア) 海難防止運動等、油等大量流出事故に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等
 - (イ) 在港船舶に対する臨船指導
 - ウ 海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において、一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、海難の未然防止に努める。

- (ア) 船舶安全法に基づく安全基準の遵守
 - (イ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
 - (ウ) 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守
- (3) オホーツク総合振興局
市及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を行う。
- (4) 網走市、網走地区消防組合
- ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
 - イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
 - ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - (ア) 荷役は、油槽所等の保安担当職員による指導監督のもとに行うこと。
 - (イ) 消火器具の配備
 - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
 - (エ) 立入禁止、火気厳禁の表示の徹底
 - エ 関係機関と相互に、入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報を交換する。

3 船舶所有者等、漁業協同組合の実施事項

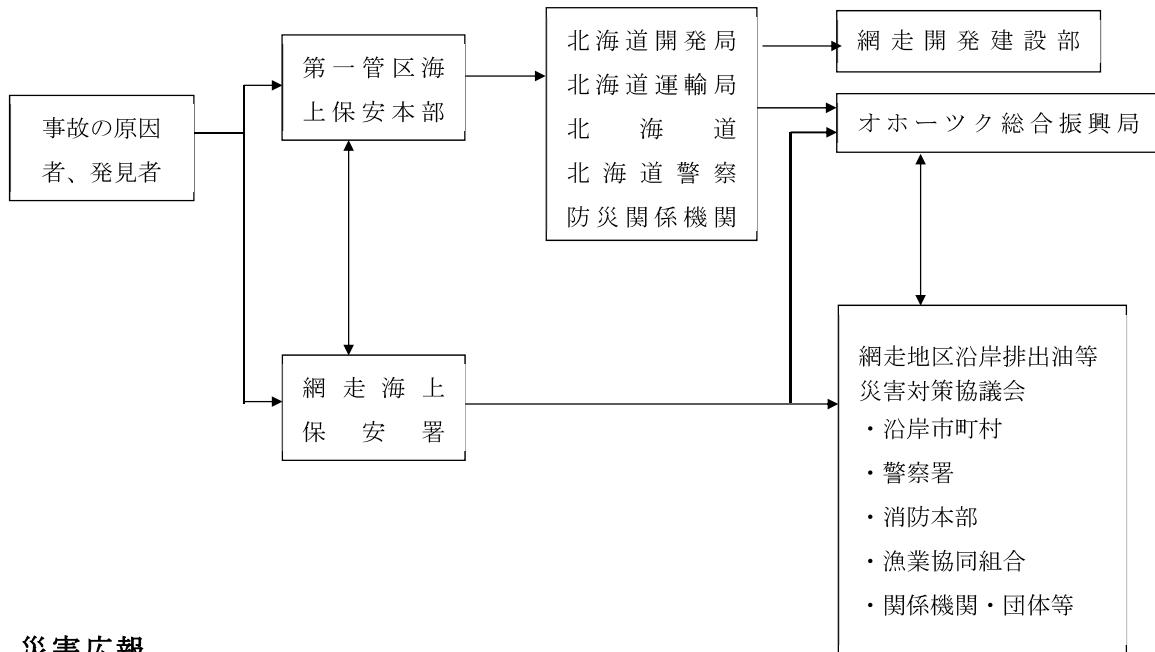
- (1) 気象情報等を把握し、海上等の流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常招集体制、応急活動マニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備に努める。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図る。

第2節 災害応急対策

自助 ○ **共助** **公助** ○

1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施する。



2 災害広報

流出油等災害時の広報は、基本編 第6部 第3章「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか次により実施する。

(1) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- ア 流出油等災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 海上輸送復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

関係機関は、流出油等による災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、相互に連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。活動分担は、「北海道流出油事故災害対応マニュアル(平成21年2月策定)」III-2「応急活動体制」に準拠する。

[事故災害対策編資料2] 応急活動体制の関係機関の事務分掌

4 消防活動

流出油等による海上火災等発生時における消防活動は次により実施する。

(1) 網走海上保安署

巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて網走地区消防組合に協力を要請する。

(2) 網走地区消防組合

火災状況等の情報収集に努め、網走海上保安署の消火活動に協力する。

5 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るために避難の必要がある場合は、基本編 第6部 第4章「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 自衛隊派遣要請

流出油等による災害時における自衛隊派遣要請については、基本編 第6部 第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施するものとする。

7 広域応援

市及び消防機関は、流出油等による災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、基本編 第6部 第7章「広域応援・受援計画」の定めるところにより応援を要請するものとする。

8 危険物関係施設管理者及び水難救済会の協力

危険物関係施設管理者及び水難救済会は、流出油等災害対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力をを行うものとする。

9 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労力が必要となるため、それらの作業を実施する防災ボランティア等の受入れ等については、基本編 第6部 第30章「防災ボランティアとの連携計画」に定めるところによる。

[事故災害対策編資料3] 網走地区沿岸排出油等災害対策協議会会則